

Title	身分構成に現はれた地域性 「三田」社会調査報告第二
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.2 (1937. 2) ,p.237(79)- 259(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19370201-0079
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370201-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

身分構成に現れた地域性

『三田』社會調査報告第二

奥井復太郎

吾々の手に於いて行つた「三田」社會調査に現れた總人口は約三萬人(弱)、其の男女別構成、年齢別構成に就いては、全地域及び個々の六十三地區に就いて本誌前號に於いて説明を加へた。本號に於いては、此の總人口が如何なる身分構成を有し、又各地區に於ける其の特殊情況を説明し更に、前號に檢出した結果に關聯せしめて、詳細に吟味して見たいと思ふ。

(一) 總説

本調査にのぼつた三萬の總人口は居住人口の全體である。これを身分的に分類しなければならぬ。本調査に於いて身分と云ふのは普通家族(こゝでは純粹家族と稱した)使用人(之れは其の雇傭種類に従つて家事使用人と營業使用人とに分けた)同居人及び下宿人(寄宿舎居住者を此の内に加へた)の四者を指す。純粹家族の内には、被扶養者(世帯主その他に對する續柄の餘り明瞭でない場合の)をも含めた。なほ、此の地域内に若干のアパート居住者がある。

身分構成に現れた地域性

る。之れに就いては普通家族なる者は純粋家族に、使用人なるものは使用人の身分に分類した。しかし一般アパ
トの性質に就いてあまり明瞭ならざる性質のある様に、此の場合に於いても下宿又は同居間借に類似したものが無
いでもなかつた。一方純然たる家族生活者を居住せしめてゐる場合にも出會つた。しかし、警察調査に於いてアパ
トとして掲げられたものをそれとして分類し、居住者の身分に就いては前述の如く整理した。此の點後段で又述
ぶる所あらう。

扱、總人口を以上の四種目の身分別に分類すると次の如き結果を得る、即ち純粋家族は全體の約七割、使用人一
割七分、同居人一割、寄宿下宿人一分の割合を示してゐる。

		實 數	百分比
總人口	計	29694	100
	男	16404 (55)	55%
	女	13285	45%
純粋家族	計	21300	71.7
	男	10694 (25)	50.2%
	女	10588	49.7%
使用人	計	5209	17.5
	男	3514 (25)	67.5%
	女	1670	32.1%
同居人	計	2900	9.8
	男	1932 (5)	66.6%
	女	968	33.2%
下宿寄宿人	計	285	1
	男	266	93.3%
	女	19	6.6%

表中ノ普通活字ノ%ハ各身分項目中ノ
總計ニ對スル男女ノ比率ヲ示ス、太活
字ハ總人口ニ對スル各身分ノ%デアル

此の身分的構成を各地區に就いて見ると、各地區純粋家族の地區總人口に對する割合が全地域總人口の場合に於
ける純粋家族の割合即ち約七〇パーセント以上に及ぶ地區は四十二地區で最高は八十三パーセント(第四十三區)の

總人口ニ對スル純粋家族人口ノ百分比	地區數	各地區番號
80以上	7	19.27.38.40.43.51.59.
75 "	14	12.15.22.25.36.39.42.45.47.50.53.54.56.63.
70 "	21	1.10.11.14.21.26.28.29.30.31.33.35.37.44.46.48.49.57.58.60.62.
65 "	10	4.8.9.17.20.23.24.41.52.61.
60 "	7	5.7.13.16.18.32.55.
55 "	4	2.3.6.34.

高率を示す。殘部の二十一區は七〇%以下であつて最低は、五七%
(第六區)である。これを表にして示すと上掲(右表)の如くである。
使用人が占むる割合に就いて見ると、全地域の場合には一七・五%
であつたが、各地區的には最高三六%(第三區)より最低六%(第
四〇區)に及び全地域比率以上のものは、三十區、以下のものが三
十三區比率高低の分布はほぼ均衡を得てゐる。これを表にして示
すと上掲(左表)の通りである。

次に同居人口に就いて見れば、全地域に於ける割合は九・八%
約一割であつた。各地區に就いて見ると、最高は二四・五%(第十
八區)から最低は一・四%(第三十一區)となつてゐる。而して一割
以上の比率を占める地區は二十九區、それ以下の地區は三十四區、
次表(次頁所載)の示す通りである。

寄宿下宿人口に就いては、これを有する地區は全六十三區中、
僅かに十四區に過ぎない。全地域としても二八五人、總人口に對し
て僅か一%にしか達しない。従つてこれを含有する各地區に就い

總人口ニ對スル使用人口ノ百分比	地區數	各地區番號
35%以上	2	3. 6.
80 "	4	5.16.24.34.
25 "	5	2.9.20.31.32.
20 "	13	4.7.8.14.17.28.29.35.46.48.49.52.56.11.12.13.19.23.26.30.44.50.53.55.56.61.62.
15 "	14	1.10.15.21.22.25.27.33.36.38.39.41.43.47.51.54.58.59.60.63.
10 "	20	1.10.15.21.22.25.27.33.36.38.39.41.43.47.51.54.58.59.60.63.
5 "	5	18.37.40.42.48.

対人口ノ同居人口ノ百分比	地区数	各地区番 號
20%以上	2	18. 37.
15 "	3	10. 60. 61.
10 "	24	1.7.11.12.17.21.23.25.26.30.32.33.34.36.39.40.42.44.45.52.55.58.62.63.
5 "	29	2.3.4.5.6.8.9.13.14.15.16.19.20.22.27.28.29.35.38.41.46.47.48.49.50.51.53.54.59.
5%以下	5	24.31.43.56.57.

で見ても、大した数字となつては現はれない。しかし、一、二の特異の場合
は見受けられる、例へば第四十一區の如き、此の人口が同居人よりも多く、使
用人口に僅か及ばぬ状態にある。(末段第二表参照)即ち此の地區に就いて
云へば總人口一〇〇として、純粹家族六九、使用人一二、同居人八、で寄宿
下宿人は一〇に及ぶ。之れに續いては第十三區の場合で寄宿下宿人の比率
は八・二%となつてゐる。その他の地區はいづれもそれより低率で上記十四
區中では第六十區の一・三%を最低とする。従つて、三%未満四區、三十四
四區、五十七四區、八十九一區、一〇%以上一區の割合となる。いづれ
にもせよ、大體に於いて低率である。

是等の身分構成に於ける情況が各々何を物語るかに就いては、説明を後日
に譲らう。例へば、各地区に就いて見るとその總人口構成に於ける比較的、大小、従つて
使用人又は同居人等の占むる割合の、之れに對應しての大小等、當然、各地区の特色に應じて説明せらる可きもの
である。併かし是等の情況に就いて此處で詳説すると、説述の複雑を生ずるであらうから後日に譲るを得策とする。
唯、當然、此の情況に相應せる關係を各地区が含んでゐる事を豫め想定しておく事に止めたい。

(二) 純粹家族

各地区純粹家族人口數階級別表

純粹家族人口	地区数	地 區 番 號
550人以上	1	58.
500 "	2	19. 63.
450 "	8	15.20.38.39.53.59.60.61.
400 "	6	23.41.44.52.55.56.
350 "	10	14.25.29.32.37.40.45.48.50.62.
300 "	12	10.11.21.22.33.42.43.47.49.51.54.57.
250 "	11	1.4.5.6.7.8.11.18.26.27.34.
200 "	10	3.9.13.17.24.30.31.35.36.46.
150 "	2	2. 18.
150人以下	1	16.

純粹家族人口は全人口の七割二分(弱)總數二二三〇〇
人(此の内アパート居住者は三三四人を占める、全體に
對して一・六%の少數である)此の二萬餘人が六十三地區
に分布される情況を見ると上掲表の示す通りで最高數を
有する地區は第五十八區で五六一人、最低數は、第十六區
で一四一人である。一地區の、平均を求めると三三八人、
平均數以上の地區は、三十一區、以下の地區は三十二、
分布状態は比較的均衡してゐると云へよう。唯此の平
均數以上の三十一地區は、純粹家族全人口の約六一%を
含んでゐる。

扱次に、此の二二三〇〇人の性別年齢別構成を檢出すると、
前表に示した様に總人口では男女比率が五五、四五%であるにも拘らず、純粹家族に於いては其の比率はほと均
等で五〇・二、四九・七%となつてゐる。略、男女同數と云つて差支ない(男子人口一〇六九二、女子人口一〇五八二、
他に不明二五即ち女子人口一〇〇に對して男子人口一〇一の優率に過ぎない)従つて、本調査地域に於いて男子人
口が女子人口に對して非常に優勢であると云つた情況は、純粹家族の場合には全然認められないのである。換言す

れば此の地域に男子人口の多いのは、普通家族以外の居住者(即ち使用人、同居人、下宿人等の身分に屬する者)が多い事に基くと云ふを得よう。

各地區に就いて見ても同じ事が云へる。前號に述べた様に總人口に於いては女子人口が優勢な地區は三區に過ぎなかつた(第四、五十三、五十七區)しかるに純粹家族丈けに就いて見ると、男女同數のものを加へて三十區の多數に上る。従つて男子人口の優勢な地區は殘部の三十三區である。女子人口を二〇〇とすれば男子人口の優勢なる地區のうち最高は一二〇人臺であり、男子人口の劣勢なるものは最低八〇人臺である。

各地區純粹家族男女比率階級別

女子人口100 ニ對スル男子 人口ノ割合	地區數	各地區番號
120 以上	2	8. 16.
115 "	1	11.
110 "	5	25.35.48.55.57.
105 "	12	19.20.21.22.36.38.42.44.56. 51.61.62.
100 "	15	4.7.10.12.24.27.29.31.32.41. 46.47.49.53.58.
95 "	7	5.6.9.14.18.45.52.
90 "	16	1.2.3.13.15.17.23.26.30.33. 39.40.54.59.60.63.
85 "	3	34. 37. 43.
80 "	2	28. 50.

之れに依つて見ると、全地域の總人口の場合には、此の比率階級が八〇—一八〇の二十階級に及んでゐるに對して純粹家族の場合には、八〇—一二〇の九階級にしか達してゐない。しかも、二十階級に對して九階級の相違は、全地域總人口の場合で見ると八〇—一二〇の階級に當嵌まるもの僅かに二十三區で他の四十區はいづれもそれ以上の高率即ち女子人口一〇〇に對して男子人口一二〇以上の比率を持つてゐる。如何に、男女人口比率に於ける著しい隔離が、普通家族以外の身分人口によつて生ぜしめられたかを知る事が出来る。

(前號所載の總人口、純粹家族の男女人口比率圖参照)

扱、此の情況を年齢別構成に照應せしめると、總人口の場合に對して著しい差違を示して來る。前號で述べた様に、總人口の場合には、十六歳以上二十五歳以下の階層が著しく其の前後に比して肥大しゐる。然るに純粹家族の場合には、此の現象が消失する。即ち純粹家族の、五ヶ年次人口の年齢構成を見ると左の通りである。

純粹家族年齢別構成
(五ヶ年別)

年齢	總計	男	女
1	2328	1216 (6)	1106 (6)
6	2509	1278 (6)	1225 (6)
11	2243	1160 (3)	1080 (3)
16	1794	858 (3)	933 (3)
21	1819	840 (2)	979 (2)
26	1870	876 (3)	991 (3)
31	1773	914	859
36	1450	783	667
41	1250	619	631
46	1133	587	546
51	1013	531	482
56	775	398	377
61	542	263	279
66	365	183 (2)	180 (2)
71	206	92	114
76	118	52	66
81	46	15	31
86	9	4	5
91	3	1	2
不明	54	24	30
計	21300	10692 (25)	10583 (25)

之れを第一五ヶ年次の總計を一〇〇として年齢別變化を算出すると次頁所載の表を得る。即ち總人口の場合の著しき變化(前號四六頁所載の表を参照)一〇〇—一〇五—一〇八—一三六—一七五—二二二(總人口)に比較して純粹家族の場合の年齢構成はその變化が極めて穏かである。

身分構成に現れた地域性

出生	出生年次	總計	男	女
昭和10-	昭和10-6	100	100	100
同 5-	同 5-1	107	105	110
大正14-	大正14-10	96	95	
同 9-	同 9-5	77	70	84
同 4-	同 4-明治44	78	69	88
明治43-	明治43-39	80	72	
同 38-	同 38-34	76	75	7

第一五ケ年次ヲ100トスル純粹家族人口ノ年齢別變化

故に「此の地域に於いて或る年齢階層の人口(一六歳—一五歳)が他に比して著しく膨大してゐるのは、身分構成上から見ると、純粹家族以外の人口に基くものと云ふ事が出来る」

此の現象は各地區に就いても同じと云へる。(前號所載の人口年齢別構成のピラミッド圖表殊に純粹家族に就いて参照せられたし)前號に於いて、各地區總人口の年齢別構成上、いづれも十六才以上二十五才未滿の階級に著しき人口數の肥大現象あるを指摘し、更に、各地區をその肥大率に應じて、五つの傾向に分類した。即ち第一五ケ年次を100として指數を算出し肥大傾向の指數が100以下(A)100以上150以下(B)1

五0以上200以下(C)200以上300以下(D)300以上(E)の五傾向を抽出した。しかるに、今、純粹家族人口について見ると、此の傾向は、Eの場合を除く外全部無くなつて了ふのである。(次頁所載の表を参照せよ)

純粹家族人口について見れば第一五ケ年次人口が五ケ年別年齢階級中、ほど最大數字を示すのであつて、併せてA・B・C・D等の肥大率傾向上の相違は全部消失されて了ふ。唯、E、即ち初五ケ年次に對して、總人口の場合300以上の指數を示すものは、純粹家族の場合にも、なほ、表の示すが如く、100—159—152—149—147—145—144—143—142—141—140—139—138—137—136—135—134—133—132—131—130—129—128—127—126—125—124—123—122—121—120—119—118—117—116—115—114—113—112—111—110—109—108—107—106—105—104—103—102—101—100—99—98—97—96—95—94—93—92—91—90—89—88—87—86—85—84—83—82—81—80—79—78—77—76—75—74—73—72—71—70—69—68—67—66—65—64—63—62—61—60—59—58—57—56—55—54—53—52—51—50—49—48—47—46—45—44—43—42—41—40—39—38—37—36—35—34—33—32—31—30—29—28—27—26—25—24—23—22—21—20—19—18—17—16—15—14—13—12—11—10—9—8—7—6—5—4—3—2—1—0

代表的地區ニ於ケル純粹家族人口ノ年齢別變化表

	A 45區		B 10區		C 33區		D 18區		E 13區	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
1歳以上	47	100	38	100	43	100	32	100	17	100
6 "	49	104	35	92	43	100	30	94	27	159
1 "	34	72	39	102	35	81	25	78	26	152
16 "	31	66	22	58	23	53	22	69	16	94
21 "	21	44	29	76	30	70	30	94	16	94
26 "	32	68	27	71	22	51	22	69	17	100
31 "	30	64	19	50	17	39	17	53	20	117
各區總人口	356		316		332		284		215	
第一五ケ年次人口トノ%	0.132		0.120		0.129		0.113		0.079	

身分構成に現れた地域性

めで参考までに、各區總人口に對する、初五ケ年次(純粹家族)の比率を算出して見たが、表中示す所の他の地區がいづれも10%以上の高率を示すに對して、E分類の第十三區だけは僅か七・九%にしか達してゐない。此の分類中に算へられる第十六、十九、三十四、五十七の諸地區、いづれも此の點では、五・一%—九・二%の低比率しか示さない。之れを以つて見て、E傾向の場合は、特殊なものとして差支なからう。

要するに、此の特異な場合を除けば、各地區に於ける總人口の年齢構成に於いて示された、特定年齢階級の肥大的傾向は、純粹家族人口の場合には、全地域のそれ同様に喪失せらるゝ事が明かにされた。

(三) 使用人

茲に調査せられた使用人は常住者であつて、通勤

者は別の項目に加へられてゐる。此の身分に属する居住者は總數五二〇九人、全人口に對し一七・五%に當る。内、男子人口三五一四、女子人口一六七〇人(不明二五人)であつて其の比率は男六七・五%女三二・五%となり、男子使用人の遙かに多數なる事實が示される。之れによつて全地域總人口の男女比率に於ける特異性、即ち女子人口一〇〇人に對し男子人口一二四人の比率があり乍ら、純粹家族人口の場合には一〇〇—一〇一人を示すに過ぎない事情は、こゝで解明されるワケである(なほ、之れに同居人、寄宿下宿人の男子人口の絶對的優勢が、加はる事後述の如し)。

各地區に於いて使用人數に可成大小の相違ある事は前に述べたので、茲では、其の年齢構成、雇傭種類等について調査結果を検出しよう。

先づ年齢構成に就いて見ると、大體、使用人階級の者は、年齢上一定の特色のある事は豫め想像出来る事である。以下五ヶ年別年齢構成の表を示さう。

年齢	合計	男	女
1			
6	2		2
11	328	226	102
16	2201	1575 (4)	622 (4)
21	1562	961 (4)	597 (3)
26	482	377 (3)	102 (3)
31	110	77	33
36	62	41	21
41	44	21	23
46	41	25	16
51	35	15	20
56	37	19	18
61	19	11	8
66	13	6	7
71	6	2	4
76	2	1	1
81			
86			
91			
不明	265	157 (14)	94 (14)
	5209	3514 (25)	1670 (25)

	使用人總數			家事使用人			營業使用人		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
實數	5209	3514 (25)	1670	1258	91	1167	3951	3423 (25)	503
百分比	100	(67.5)	(32)	24	(7.2)	(92.8)	76	(86.6)	(12.7)

(百分比ノ項デ括弧内ノ數字ハ各項目ニ於ケル男女比率ヲ示ス他ハ使用人總數ニ對スル家事・營業使用人各總數ノ比率)

之れに依つて見ると使用人人口は年齢十六才—二十五才の階級に其の大半が集中してゐる事が分る。此の十ヶ年次の人口は、使用人總人口の七二・二%を占め、男女いづれの場合に於いても、同一比率が示される(男七二・一%、女七三%)而して此の年齢階級の直接前後、即ち十一才—十五才及び二十六才—三十才の兩階級にはなほ相當の數字が示されるが即ち兩階級を合した數字の全體に對する割合は、總計では一五・五%男一七・一%、女二二・二%であり、従つて、残りの年齢者主として三十一才以上の者は僅かに一五%乃至一〇%を占むるに過ぎない。

此の事實によつて、全地域總人口の年齢構成に於ける特殊性、即ち十六—二十五才階級の膨脹が純粹家族人口の場合では現はれなかつた事に對照してこゝで説明されるワケである(同居人の場合も後段説く様に之れと同一現象を示して來る)更に此の地域に於ける住込みの使用人人口の年齢が比較的若いと云ふ事も注目し値するであらう。

次に雇傭種類に就いては、使用人を家事使用人と營業使用人とに分けた。之れは一般の通念に従つたもので商賣營業上、雇傭されると思はれた者、家庭手傳の性質を主とする者、とによつて區別した。其の結果は、使用人總數に對して、家事使用人は二

四%、營業使用人は七六%となる。而して其の性質上、男女別では、兩者の場合著しい相違を示す。前頁の表の示す様に男女相互の比率は家事、營業の場合に於いて全然反對になつてゐる。殊に、家事使用人の場合に於いては、女子人口は壓倒的であるが、之れは當然であらう。

此の雇傭種類に分析した場合の各年齢構成に就いて見ても、使用人全體の場合とほとんど相違を見ない。依然として十六才—二十五才の年齢階級が絶對的である。参考までに次表を掲げる。

年齢	家事使用人			營業使用人		
	計	男	女	計	男	女
1						
6	2		2			
11	87	3	84	241	223	18
16	479	27	452	1722	1548	170
21	460	21	439	1102	940	158
26	81	14	67	401	363	35
31	26	6	20	84	71	13
36	13		13	49	41	8
41	18	2	16	26	19	7
46	15	2	13	26	23	3
51	17	3	14	18	12	6
56	17	2	15	20	17	3
61	9	5	4	10	6	4
66	7	3	4	6	3	3
71	4	2	2	2		2
76				2	1	1
81						
86						
91						
不明	23	1	22	242	156	72
合計	1258	91	1167	3958	3423	503

次に各地區に於ける使用人人口の状況を調査しよう。此の場合、殊に問題になるのは、各地區の使用人數の大小、其の雇傭種類別構成であつて、年齢構成は既に論じた以外には殆ど問題にならぬ、又性別構成も、家事使用人の場合は主として女子人口、營業使用人の場合には男子人口となつて現はれてゐるが故に、性別人口を特に問題とする必要は毫も無さそうに見へる。それ故、此の項目も省く事とする。

使用人總數	地區數	地 區 番 號
175人以上	1	6
150 "	2	20.32.
125 "	6	3.5.14.34.52.55.
100 "	10	4.7.23.24.53.56.57.58.61.
75 "	12	2.8.9.11.19.31.39.44.48.49.50.59.
50 "	23	10.13.15.16.17.21.22.25.26.27.28.30.33.35.38.41.43.46.47.51.60.62.63.
25 "	9	1.12.18.36.37.40.42.45.54.

先づ各地區居住の使用人總數に就いて云へば、使用人總數は五二〇九人であるが、地區別には最高一八〇人(第六區)最低二七人(第四〇區)となる。一地區平均を求めれば八二・七人(弱)となつてゐる。此の平均數以上の地區は二十五區、以下が三十八區で、此の場合には、少數區に比較的に多數の使用人人口の集中する事が平均數をかく高率に引き上げてゐる事を示す。一〇〇人以上を有する十九區の合計は全體の四六・七%にあたり七十五人未滿の三十二區の合計は同じく三三・七%にあつて、可なり地區的偏在の事情を示してゐる。今、その階級別の數字を示すと上の通りである。

是等、各地區の使用人人口の總數が示す變化が他の如何なる關係に對應するかは、後日の問題にしよう。

身分構成に現れた地域性

ケルに於ける
総数人使用
表階級比率使用業

%	地区数	地区番号
90以上	5	9.10.31.43.49
80 "	30	2.3.5.6.7.8.11. 13.14. 15.16. 17.21.23.24.27.30.34.35.36. 40.44.46.47.48.50.52.56.58. 61.
70 "	13	1.18.19.20. 25.26. 28.32.33. 37.51.55.59.
60 "	6	38.39.41.45.62.63.
50 "	4	4.12.22.29.
40 "	2	54.60.
30 "	1	53.
20 "	1	42.
20以下	1	57.

次、各地區に於ける雇傭種類による調査である。全地域の使用人總數に對する家事・營業各使用人の比率は、前段に述べた通り二四%七六%の割合である。之れが各地區の場合となると如何なる變化を示すか。之れを検出すれば上掲の通りとなる。而して總數比率の七六%以上の地區は四十一區、以下の地區二十二區となる。最高比率と最低比率とを検出すれば前者では、九六・二%の第十區と九四・五%の第四十九區が之れに次ぎ、最低率では第五十七區の二八・一%であるが、殊に第五十七區にあつては、七區の〇%は特異的存在である、之れに次ぐものは第四十三區の二八・一%であるが、殊に第五十七區にあつては、一・一五人の使用人が全部家事使用人と云ふ結果を明かにし得たのである。營業使用人の最も高率な地區、第十區では、其の率は九四・五%であるが使用人總數は少く五二名に過ぎない、尤も此の地區は總人口四四二名、内純粹家族三一六名でその比率は必ずしも大でないが、同居人が比較的が多い(七四名)兎に角、此の人口總數中家事使用人が僅かに二人と云ふ事は、一應注目に値するであらう。

斯くの如くして、家事使用人・營業使用人の人口比率は各地區の情況を説明する一助たり得る。

表階級使用人事業各地區

家事使用人	地区数	地区番号
100人以上	1	57.
50 "	1	53.
40 "	3	4.29.32.
30 "	2	55.60
20 "	15	3.6.14.19.20. 22.34. 38.39. 41.42. 54.56. 62.63.
10 "	33	1.2.5.7.8.11. 12. 15. 16.17.18.21.23.24.25. 26.27.28.30.33.35.37. 40.44.45.47.48.50.51. 52.58.59.61.
10人以下	8	9.10.13.31.36.43.46. 49.

更に各地區の使用人總數の大小と、雇傭種類との間に若干の關係の存在する事が認められる。即ち、使用人總數が増加しても家事使用人の數はその増加率に對應的には増加しない。いづれかと云へば家事使用人數は其の基本數が定まつてゐるものゝ如くである。即ち使用人總數に於いては六十三地區には二十人以上百八十人未満までの階層がある場合、而して營業使用人では〇人より百六十人迄の階層が認められるに對して、家事使用人の場合には百十五人と云ふ特異の場合又は之れに類似する若干の場合を除くと、主に十人乃至二十人階級に止まつてゐる。換言すれば三十人未満が過半數で五十六地區に及んでゐる。従つて、使用人總數が増加しても、其の増加率に應

表階級使用人数業各地區

營業使用人	地区数	地区番号
150人以上	1	6.
140 "	1	20.
130 "	1	20.
120 "	4	3.32.34.52.
110 "	1	5.
100 "	4	14.23.24.55.
90 "	2	7.61.
80 "	4	48.49.56.58.
70 "	5	2.8.9.19.44.
60 "	6	11.17.29.31.50.59.
50 "	8	4.10.13.16.21.39.46. 63.
40 "	14	15.25. 26.27. 28.30. 33.35. 38.41. 43.47. 51.62.
30 "	5	1.36.37.53.60.
20 "	4	18.22.45.54.
10 "	3	12.40.54.
10人以下	2	42.57.

身分構成に現れた地域性

じて、家事使用人は増加してゐない。むしろ總数が少ない場合でも、相當數の家事使用人の存在する場合が認められると云ふ結論になる。参考の爲めに、各地區の家事・營業使用人數を階級表に作製してみる。(前頁所載)

(四) 同居人

同居人口は全地域の總人口に對して僅か一割弱にしか當らない(實數二九〇〇人)併かし、寄宿下宿人の場合と異つて全地區に一應は發見し得る。先づ全地域に就いて調査すると、

性別構成では、同居の性質上、男子人口が頗る多い、男子人口一九三二人女子人口九六三人(不明五人)その比率は六六・六%に對して三三・二%である。先きに使用人項目で述べた様に之れが全地域總人口の性別構成に於いて女子人口一〇〇人に對して男子一二四人と云ふ男子人口の優勢を生ぜしむる一原因なのである。

年齢構成に於いては、同居人年齢は、使用人の場合程特定年齢に限定されないかも知れぬがそれでも、一定の年齢階級に其の大部分が集中する。次の表は之れを示す。

年齢	計	男	女
1	152	68	84
6	83	39	48
11	103	59	44
16	330	214	116
21	863	619	244
26	581	431	147
31	239	165	74
36	139	92	47
41	94	66	28
46	71	42	29
51	70	31	39
56	46	22	24
61	35	19	16
66	19	10	9
71	14	7	7
76	3	1	2
81	2	2	
86	1		1
91			
不明	50	45	4
計	2900	1932	963

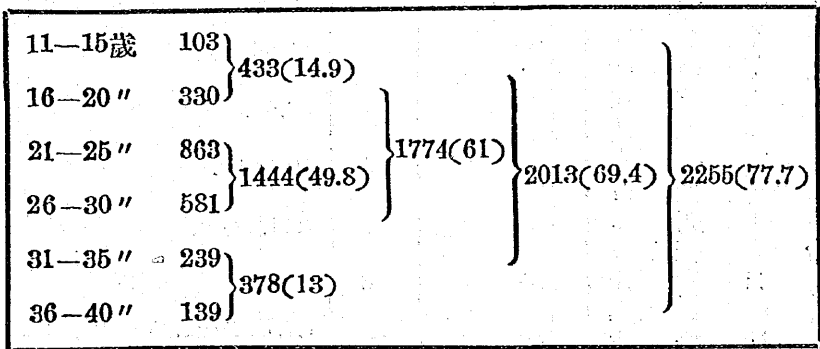
此の年齢構成に於いて目に着く事は次の諸點である。(一)第一・五ヶ年次人口の比較的が多い事即ち同居世帯には五才以下の子供の居住者ある事を示す。(二)十六才—三十五才迄の年齢階級が頗る多い事、殊に同居人の場合には、二十一才—三十才の階級に大部分が集中する。(此の點、使用人の年齢構成と異なる)之れを比率にして示すと、上段の表の如くである。使用人の年齢構成程に著しい特色を示さないが、之れに次いで、兎に角、青壯年期に過半數が集中してゐる事實は示される。

尚ほ、年齢構成に於いて、男女別によつて幾分の變化を見受ける、即ち女子人口は年齢構成が比較的に穩かであるに對して、男子人口の場合には變化が鋭い、殊に二十一—二十五才の六一九人は全同居人數の二一・三%にあたり、男子人口總數に對しては、約三二%に及び極度の偏在を示してゐる。

各地區別に觀すれば、最高人數は第三十七區の一一五人(之れに續いて

一一三、一一一、一〇九人が第六十一、六十、十八區に居住する)最低は、第三十一區の四人で之れに比敵するものは二人(第四十三區)一人(第二十八區)一人(第十六區)一人(第二區第四十六區)等である。之れを

同居人年齢階級に於ける比率(毎五ヶ年次)



(括弧内ノ數字ハ同居人總數ニ對スル%デアル)

身分構成に現れた地域性

同居人々数	地区数	地区番 號
100人以上	4	18.37.60.61
90 "	2	55.58.
80 "	2	23.63.
70 "	3	10.44.52.
60 "	4	7.11.32.39.
50 "	6	15.34.40.42.45.62
40 "	12	1.4.12.20.21.25.26.29.30.33.41.50.
30 "	9	5.13.17.19.22.38.47.48.53.
20 "	14	3.6.8.9.14.27.35.36.49.51.54.56.57.59.
20人以下	7	2.16.24.28.31.43.46.

表にすれば上掲の通り。

同居人總數二九〇〇人は一地區平均四六人、此の平均數以上の地區は二十五區、従つて同居人居住の關係は、比較的に特定地區に偏在してゐると云ふ事が出來よう。即ち七〇人以上の同居人を有する十一區の合計は全體の三五・三%となつて現はれ、四十人未満の諸地區、三十區の合計は、全體に對する比率三〇%弱に達する丈けである。此の事は、各地區の性質を説明する上に相當、有力な資料となるであらう。

(五) 寄宿・下宿人

本調査地域在住人口の身分構成中、最小の比率を示したものは寄宿・下宿人であつた。僅かに一%、其の數も二八五人に過ぎない。先づ性別構成を検出すると、豫想せらるゝ如く、男子人口が絶對的に多い、即ち、其の比率は男九三・三%女六・六%で男子人口の比率斯くの如く絶對的なるは、全然他の身分に見出し得ない。(男二六六人に對し女子は僅かに一九人)次に年齢構成に就いて見ても、特色がある。同居人の場合と同じく十六才以上三十五才までの年齢階級に殆ど全部が集中され(その合計二二五人で全體の約八割に該當する)最高年齢も七十才を一名勘ふるに過ぎない。殊に女の場合には、四十五才が最高になつてゐる。同居人の場合と異なるのは、幼年人口を缺く事であり、十

五才以下は僅か二名に過ぎぬ。其の五ヶ年別年齢表は次の通りである。

年齢	計	男	女
1			
6	1	1	
11	1	1	
16	46	42	4
21	90	83	7
26	63	62	1
31	26	23	3
36	8	6	2
41	6	5	1
46	2	2	
51	3	3	
56	1	1	
61	3	3	
66	1	1	
71			
76			
81			
86			
91			
不明	34	33	1
計	285	266	19

寄宿人々数	地区数	地区番 號
50人以上	1	41.
40 "		
30 "		
20 "	4	13.21.33.55.
10 "	7	1.2.15.18.28.54.58.
10人以下	2	57.60.

扱、各地區に就いて見れば、既に述べた様に寄宿・下宿人の居住する地區は頗る僅かにして、十四地區、内、第四十一區の六七人が最高で全體の二三・五%を占める。此の人口は、所謂、寄宿・下宿屋地區に集中するのであつて、同居人の場合の如く、どの地區にも、一應は存在すると云ふ性質のものでは無い。

註 下宿と同居との關係はあまり明瞭では無い、唯、本調査は其の性質上、原票に「下宿營業」と銘のあるものに限つて之れを下宿とした。居住者の人數から云へば、同居人の場合にも十名に垂んとするものがあつて、事實、如何なる形式の同居なるか怪しませるものが少くなかつた。

(六) アパート居住者

之れは、身分別構成に關係する所では無いが、アパート居住者に關する數字を別に掲げてみよう。元來アパート生活と下宿生活との間には明白の區別が付き難い。例へば或るアパートでは、全然家庭生活者がなく、獨身者、從つて年齢又は性別構成が、下宿人の場合と同様な傾向を示す者がある。本調査ではアパート生活者は、普通家族と想定して、純粹家族中に含めたから、此の意味の下宿的アパートが多ければ、それだけ、下宿人的特色が純粹家族の方面に移した事になる。本調査に於いてはアパート居住の人口は、合計で三三四人を得た、其の男女比率は男六二%（實數二〇八人）女三八%（實數一二五人、外に不明一人）男子人口が多いけれども、下宿人の如き著しき偏向を見せてはゐない。之れアパート居住の獨身の女子あると共に、家庭生活者居住のものが含まれてゐるからである。アパート数は五戸、いづれも、女子人口を四割乃至二割五分づゝ含んでゐる。（註）

其の年齢構成は又、特異的である。即ち左表の示す通りであるが

年齢	計	男	女
1	21	14	7
6	8	4	4
11	4	2	2
16	16	8	8
21	94	54	40
26	83	55	27
31	47	32	15
36	25	17	8
41	9	6	3
46	11	7	4
51	6	4	2
56	3	1	2
61	2	1	1
66	1		1
71	1		1
76			
81			
86			
91			
不明	3	3	
計	334	208	125

年齢構成上の特色として（一）二十一才以上三十五才未滿が居住者の大部分を占めてゐる事、即ち、其の合計二二四人で全體の六七%に當る、（二）幼年人口が比較的に多い事、即ち五才未滿は二人であつて、二十才以下の比較的少ない數字に對照せしめて此の點、同居人、下宿人等の場合に於ける年齢別階級の偏差と別個な傾向を示してゐる。之れアパート居住の家庭生活者の特質を示すものと云ふべく、此の幼年者の數字は、偶々本調査地域内に存在した家庭アパートの性質を持つた、二アパートの數字に外ならぬ。即ち第一二〇區に於けるアパートが之れで總人口一四五人を有し、其の男女比率は六〇—四〇%の割合で女子人口の比較的高率を示すと共に年齢構成では其の階級別分布が頗る普く、毎十年次年齢別構成を求めると、上掲の表の如くであるが、十才未滿の比較的多數が看取される。他の四アパートは、反之、十才迄の幼年人口は、全部を合して僅かに五人を有するに過ぎない。即ち上掲の第二二〇區のアパートの數字を前掲、アパート全居住者の年齢表を對照して見ると此の二種のアパートの性質が年齢構成上に表現されてゐる。

年齢	計	男	女
1—10歳	24	14	10
11—20 "	8	5	3
21—30 "	64	37	27
31—40 "	41	28	13
41—50 "	3	3	
51—60 "	4	1	3
91—70 "	1		1
71—80 "			
計	145	88	57

(七) 結論

以上、身分構成に就いて、詳細に分析した。之れを前號に提出した問題に對照せしめて、要約すると、

身分構成に現れた地域性

(一) 總人口に於いて男子人口の特に多い事情の根據は、純粹家族人口では特に男子人口が非常に多いと云ふ事實が見出せなかつた以上、他の身分中に之れを求め可きで、之れを使用人口、同居人及び寄宿・下宿人の場合に於いて得た。

(二) 年齢別構成に於いて青年人口、殊に十六才以上二十五才以下の年齢階級が特に肥大してゐる事實は、之れに照應する現象が純粹家族の場合に見出されなかつた。使用人、同居人、寄宿・下宿人の場合に於いては、十六才—二十五才、乃至は四十才迄の年齢階級に絶對的多數の偏在する事實は、總人口の場合に於ける特定年齢階級の肥大を説明するものと云つて差支ない。

(三) 各地區の總人口が性別構成で異なる比率を示してゐるのも、如上の理由によつて説明がつく。即ち男子人口の優勢な地區は、總人口に對して使用人、同居人等の身分構成が比較的高い比率を有する地區である。(例第十六、三、二十四區)

(四) 各地區の總人口の年齢別構成で、青年人口(十六才乃至二十五才)の肥大せる事實、及び其の肥大率が地區によつて大小の相違ある事實も、如上の理由によつて説明がつく。即ち、使用人、同居人、寄宿・下宿人等が多分に總人口構成を助けてゐる地區では、此の年齢階級の肥大が然らざる地區よりも著しい。少くとも、總人口の年齢構成の變化が著しく峻厳でない地區は、その身分構成に就いても、複雑性を示さない。(例、第四十五、四十四、四十三、二十七、★區)

更に本節の檢出によつて又新なる問題が提出された、即ち、各地區は其の總人口の身分構成に於いて複雑な内容を示してゐる。其の結果、是等の特異な事情はどの位各地區の土地の情況を示すか、換言すれば、是等の特殊性を如何に利用して各地域性を示し得るかの問題である。之れは、本調査報告の終末に於いて改めて論ずるであらう。

(註) 實際のアパート居住人口は、なほ若干名多い事となる。何故かと云へばアパート内に使用人及び同居人を含むからである。こゝでは純粹家族と思惟せらるゝもの丈けについて考察した。更にアパート居住者の分析で困難を感じたのは、二人以上で共同に室を借りてゐる場合である。同居形式にもならぬので準家族としてとつた。しかし其の數は極めて少數で問題になる程ではない。

追記。本誌前號發表の數字に形式上重大な誤を發見した。それは本調査人口總數が女子人口に於いて一人丈け多過ぎた事である。従つて總數が二九六九四人となり女子人口が一三三三五人なるべきであつた。之れは一人の相違であるが故に質的には變化を生ぜしめないが、形式的にはなんと云つても甚しき失態であつた。筆者の不注意を深く御詫したい。なほ、之れによる修正せらる可き部分は第六〇區大正七年出生女子人口一人である。前號に算出した比率其の他に於いては、殆ど變化を生ぜしめない。此の點は僅かに幸であつた。

なほ本誌に「世帯構成」をも發表する筈であつたが紙面の都合上、後日に譲つた。その爲め、最初に發表した豫定が今後については幾分相違する事となつた。御了承を乞ふ。

